

愛知県保険医協会 学生会員ニュースNo.81

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】梅雨明け前から35度を超える暑い日が続き、冷たいものが欲しくなる季節になりました。夏休みになると帰省やレジャーなど出かける機会も増えます。熱中症に気をつけながらお過ごしください。

さて、普通に診療行為に従事していたにもかかわらず、ある日訴えられたら…。今回は「**乳腺外科医師えん罪事件**」を取り上げます。



一審は術後せん妄と無罪になるが高裁で有罪、最高裁で差し戻し判決

2016年5月に東京の柳原病院で乳腺腫瘍の手術を受けた女性患者が、執刀医の外科医師から術後にわいせつな行為をされたと外科医師を訴えた事件。2019年2月、東京地裁は女性患者が術後せん妄に伴って幻覚を見ていた可能性も相応にあると認定、外科医師に無罪判決を下しました。しかし、2審の東京高裁は無罪判決を破棄、外科医師に執行猶予なしの懲役2年の実刑判決を出しました。その後の最高裁は、DNA定量検査について「信頼性になお不明確な部分が残って」おり、審理を尽くすためと高裁へ差し戻しの判断をしました。現在は東京高裁で裁判が継続しています。差し戻し審で再び有罪とされたと外科医師は刑務所に収監され、行政処分で医師免許をはく奪される恐れもあります。

「日常の医療行為ができなくなる」と全国の医療関係者や市民が支援

弁護団は、女性患者の訴えは「全身麻酔からの覚醒時のせん妄」が原因と外科医師の無罪を訴えています。せん妄は、現実と幻覚を同時に見て明確に記憶することがあります。せん妄の原因に全身麻酔があり、女性患者が手術の際に投与された麻酔薬（プロポフォール）は、性的幻覚を起こしやすいといわれています。

せん妄は医療現場では日常的に見られます。とても他人ごとではない、日常の医療行為ができなくなると全国の医療関係者が署名に協力するなど支援を行っています。愛知県保険医協会でも最高裁あての「外科医師は無実です 高裁判決を破棄し、無罪にして下さい」の署名協力を会員に呼びかけるなど支援を行ってきました。



DNA定量検査の信頼性が焦点

この事件では、女性患者の証言とDNA型鑑定で外科医師のDNA型が検出され、その鑑定の過程で測定したDNA定量値とアミラーゼ陽性を根拠に被害があったとしています。しかし、手術前に触診を行ったり、マスクなしで会話をするなど、外科医師のDNAが付着する機会はありました。アミラーゼも消化酵素で唾液、汗、尿などに含まれ、会話による唾液や汗、術後に女性患者自身の唾液が付着した可能性もあります。

現在の差し戻し審ではDNA定量検査の信頼性が焦点になっていますが、科捜研の鑑定記録のワークシートは鉛筆書きで書き直しがあり、保存されていたDNA抽出液も破棄され、鑑定の正しさを第三者が再検証できない状況です。「科学とは呼べない証拠」で有罪となるのであれば、医療現場の萎縮を招き、ひいては患者の不利益にもつながります。協会では、裁判の引き延ばしではなく速やかな審理と無罪判決を求めて支援を続けていきます。

学生会員ニュースバックナンバー
QRコードで検索
学生会員ニュースバックナンバー